



もんぜんろくちょう

タイトルの3つの色は、鬼すべの際の警固・鬼係・燻手の法被の色をイメージしたものです。

太宰府天満宮参道の付庇等のある景観を保全する取組み

●太宰府天満宮参道の付庇等のある景観

太宰府駅より東側の参道の店舗に付けられている付庇等※1は、太宰府天満宮への参詣者の皆さんの雨除け、日除けの利便性向上を目的とし、参道の店舗の方々のおもてなしの心を表現した施設として更新されてきています。この付庇等の記録は、参道東端にある石製鳥居が建てられる明治28年以前まで遡ることができ、その時々で姿を変えつつ現代まで受け継がれてきています。いわば、太宰府天満宮参道景観を表現する重要な要素（個性）として、どこにもない景観を創り出しています。

※1 庇を付ける場所、規模等で「付庇」「出庇」「下屋庇」と呼称されるため、ここでは「付庇等」と一括して呼称しています。

一方で、この付庇等のある参道景観は、昭和25年に住いと公共の安全性を確保する目的で、建築基準法が制定され、同法第44条（道路内の建築制限）に抵触する事態となりました。参道には、江戸後期から昭和前期の同法施行前からの建築物がある一方で、同法施行後に参詣者の方々の方々の利便性向上を目的として更新されてきた経緯もあり、昭和60年代の「天神さまの細道」事業をはじめ参道の景観づくりに際し、課題として都度検討が進められてきましたが、様々な問題があり十分な成果として実を結ぶに至りませんでした。そのような中、平成16年に景観を考える景観法が施行されます。この景観法の施行と併せて、建築基準法

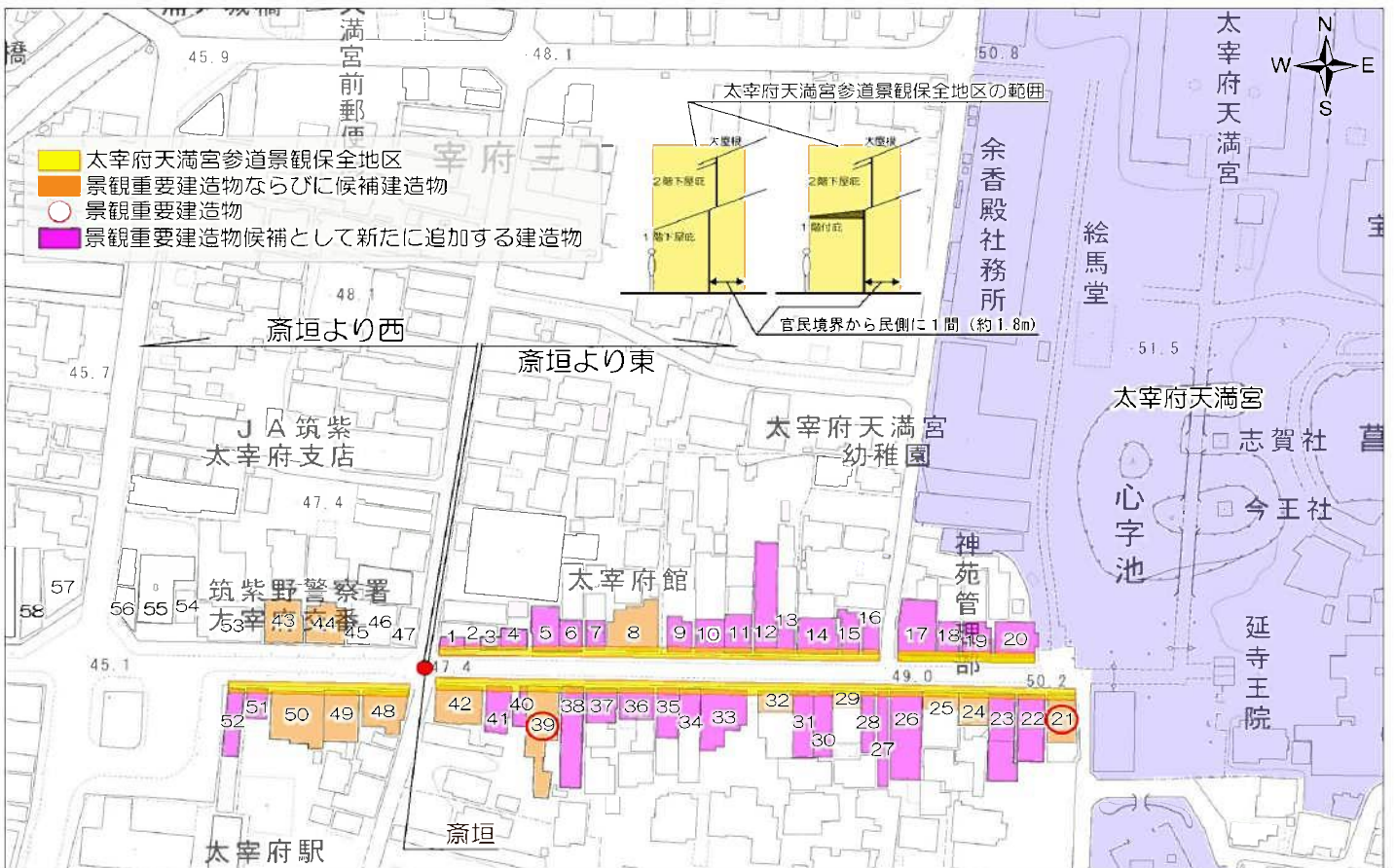


図 太宰府天満宮参道景観保全地区の範囲（付庇等の景観を保全する範囲）



図 大正13年頃の参道（個人所蔵）



図 大正年間頃の参道（個人所蔵）

の中に、第85条の2として「景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和」の条項が定められ、太宰府天満宮参道の付庇等がある景観を保全するための方策が見え始めました。

この太宰府天満宮参道の付庇等のある景観を未来へつないでいくために、本協議会参道部会で平成26年から議論を重ね、^{うよきよくせつ}紆余曲折ありましたが平成28年4月に景観保全のための方法の選択を行い、福岡県、国土交通省の担当部署と40回を超える協議を重ねました。そして、平成29年8月3日付けで、建築基準法第44条を緩和するための条例制定について国土交通大臣より承認をいただき、平成29年9月議会にて、「太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」が可決され、同月28日付にて公布されました。

これで、参道の皆さんが受け継いできた付庇等のある景観は、その時々で姿を変えますが、参詣者の方々の利便性向上という参道景観の根幹を外すことなく未来へつないでいくことが可能となりました。一方で、

建築基準法の緩和には、防火・防災のための代替措置も求められています。これからは、参道の方々、市役所、そして消防本部が景観保全の取り組みのための防火・防災対策に対する協働の取り組みが求められます。参道の皆さんには、防火・防災意識をこれまで以上に持っていただき、文化財防火デーと併せた、定期的な防火訓練・講話などの取り組みで、自立的な意識向上に結び付けていただきたいと思います。

●平成29年度の取り組み

本協議会の平成29年度の取り組みは、各部会で下記の取り組みを行っています。

【参道部会】

- ・参道における高度制限

参道沿いの建築物について、歴史的風致形成建造物の姿を一定の基準とする制度導入を検討しています。

【小鳥居小路部会】

- ・連歌屋交流館(仮称)整備事業

来訪者向けの太宰府館、地域の施設としての公民館とは異なる、地域の皆さんと来訪者を結び付けるための施設として明治後期建築とされる歴史的建築物を舞台に、本協議会-地元商業者-大学-太宰府天満宮、そして事務局を務める市役所の五者で、整備方針から運営方法について既存施設との役割の差異の明確化を視野に検討を行っています。



図 空が広く見える参道景観
(電線や圧迫感のある高層のビルがない参道の景観)

もんぜんろくちよう おしらせ8号

編集・発行 太宰府天満宮門前六町まちづくり協議会
【事務局 太宰府市都市整備部都市計画課 景観・歴史のまち推進係】
発行日 平成29年10月20日